

「あさぎ町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標1 こどもまんなか社会実現に向けた地域の環境づくり】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
こどもの権利の尊重	生活福祉課 教育課	こどもの権利の 周知・啓発	・こどもの権利の理解促進に向け、町広報紙や町ホームページ等を活用し、広く町民に周知・啓発を行います。 ・人権週間において、こどもの権利の周知・啓発に向けた取り組みを推進します。 ・子ども自身が権利侵害に気づき、声をあげることができるよう、学校や家庭において、子どもに対するこどもの権利教育を推進します。	○こども計画をホームページ等へ掲載し、こどもの権利について周知・啓発を行う ○熊本県人権こども集会への参加	○ホームページへ掲載 ○各学校の参加状況(オンデマンド含む)			○HP掲載 ○6校	③	継続してホームページ等で周知・啓発を行う 集会への参加により、子どもたちが人権について学び、差別や偏見のない社会をつくるために、自ら考え、行動する力を育てることを目的とし、今後も継続し参加する。	①
	生活福祉課 教育課	こどもの意見表明・声をあげられる環境づくり	・こどもの意見表明の機会づくりに努め、こどもの意見を取り入れたまちづくりを推進します。 ・こどもの権利侵害があった際の相談場所として、子どもの人権110番や児童相談所、こども家庭センターの周知を図り、こどもの権利侵害にいち早く対応できる環境を整備します。	○こども家庭センターの周知 ・毎月の広報誌にこども家庭センターの連絡先を掲載し、相談等を促している。 ○中学生議会の開催	○広報誌掲載 ○開催回数			○年12回 ○年1回	③	今後も継続して実施する。	①
情報提供の推進・相談体制の充実	生活福祉課 健康推進課 教育課	情報提供・啓発活動の充実	・生活福祉課、健康推進課、教育課窓口で「子育て支援情報誌」を必要に応じて配布します。また、出生や就学前のこどものいる家庭の転入時には総合窓口で配布を行い、保健師が乳児訪問した際にも同情報誌を活用し、情報提供を図ります。 ・同情報誌については、今後とも内容の見直しや充実を図りながら、こどもを持つ親や家族が知りたいと考える情報の記載に努めます。 ・必要な情報が必要な人に届くよう、町広報紙や町ホームページでの情報発信を引き続き行うとともに、SNSの活用等町民のニーズに応じた情報発信に努めます。	○「子育て支援情報誌」の配布 ・町民課での出生・転入手続き、生活福祉課での保育園・各種手当の手続きの際に配布	内容更新回数	年1回	年1回	年1回	③	内容の見直し、充実について関係課で検討する。	①
	生活福祉課 健康推進課 教育課	相談体制の充実	・こども家庭センターで、妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応します。 ・乳幼児健康診査や育児学級等において、保護者の不安や悩み等、個々の相談に対応します。 ・各種相談窓口について、町広報紙や町ホームページ等を活用し、広く周知を行います。	○こども家庭センターLINE相談窓口開設・周知 ・こども家庭センターのLINE相談窓口を開設しており、広報誌に掲載、また、QRコード付きパンフレット・名刺カードを学校・保育園等へ配布し設置依頼	学校、幼稚園、保育園へのパンフレット、名刺カード配布			各校・園 年1回	③	毎年1回、パンフレット、名刺カードを配布する。内容は随時見直しを行う。	①
子育てしやすい生活環境の整備	総務課 教育課	交通安全指導の推進	・交通指導員による交通安全指導や各単位子ども会による街頭指導、PTAなどの社会教育団体による「あいさつ運動」を全校区での活動として推進します。 ・こどもたちの自転車の安全運転意識の向上を図る意味から、交通安全協会主催の自転車安全運転コンクールへの積極的な参加を呼びかけます。 ・自転車を利用する児童生徒に対し、自分自身が加害者になることも念頭に置きながら、交通安全ルール遵守についての指導徹底を図っていきます。	○各小中学校交通安全教室 ・年に1回、小中学校での交通安全教室を実施	○小中学校交通安全教室	各校年1回	免田小 岡原小 各年1回	上小 免田小 岡原小 須恵小 各校年1回	③	今後も継続して実施する。	①
	総務課 建設課	通学路の安全整備	・通学路整備や、信号機やミラー、防犯灯等の設置への要望には、緊急度の高い箇所から順に整備を進めていきます。 ・PTA活動等により通学路等の地区危険マップ作成及び点検を実施するなど、実態把握を行うとともに関係機関と連携し、必要に応じて適切な対策を講じるよう努めます。	○通学路・安全施設整備 ・統合中学校に伴う通学路整備として平成30年度～令和4年度までに、堂ノ下線L=920m、今井中学校線L=165m、古町永才線L=420m、黒田古町線L=1,100m、岡原免田線L=360m、免田町中央通り線L=350mの施工を実施する。 ・安全施設・一部拡幅については、令和4年度までに免田百太郎線L=2,348m、宮床線L=183m、下里永峰線L=900mを実施する。	①歩道整備延長 ②安全施設設置延長		①今井中学校線道路改良工事 L=158m ②黒田古町線歩道整備工事 L=237m ③岡原免田線歩道整備工事 水路工事、用地買収 ④免田町中央通り線安全対策工事 L=329m ⑤免田百太郎線防護柵設置工事 QR新設L=32m	①黒田古町線歩道整備工事L=214.5m ②岡原免田線歩道整備工事L=112m ③浜川三反地線側溝蓋敷設工事	③	今後も社会資本整備総合交付金や交通安全補助を活用し、歩道整備や歩行空間の確保を実施する。児童生徒の安全を確保するため、通学路での危険箇所の安全対策を継続して実施する。	①
	総務課 教育課			○通学路危険箇所点検 ・関係機関による合同点検等により通学路の交通安全の確保に向けた取り組みを行います。	通学路危険箇所点検	年1回	年1回	年1回	③	今後も継続して実施する。	①

「あさぎり町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標1 こどもまんなか社会実現に向けた地域の環境づくり】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
子育てしやすい生活環境の整備	総務課 教育課 社会福祉協議会	地域の防犯対策の充実	・小学校各校区に地域学校安全指導員を設置し、学校応援団をはじめ、地域住民の理解と協力により、こども見守り活動の充実を図ります。 ・「子ども110番の家」の設置の充実や設置ヶ所の確認、見直しを進めるとともに、こどもの防犯ブザーの携帯を推進し、緊急時のこどもの保護等について、地域住民の理解と協力を呼びかけます。 ・地域安全指導員などによる青色回転灯を装着したパトロール車両による防犯パトロールを実施し、町内における犯罪の発生を未然に防止します。 ・防犯パトロールなどを実施している自主防犯活動団体に對し、防犯物品の無償供与を行い、自主防犯活動のさらなる推進に努めます。 ・社会福祉協議会では、町内の行政区が主体となるご近所支え合いネットワーク事業を展開し、地区役員及びボランティア有志の地区福祉委員による、こどもの地域見守り活動を支援します。	○子ども110番の家 ・「子ども110番の家」の設置拡充に取り組むとともに、青バトによる防犯パトロールを実施。 ・子どもの地域見守り活動を支援します ・マンパワーの不足分については、各種団体への協力を願うなど、活動協力者の充実を図る。	・「子ども110番の家」設置箇所 ・ご近所支え合いネットワーク実施地区数	①449か所 ②15か所	①425か所 ②16か所	①426か所 ②16か所	③	・設置箇所の確認、見直しを行う。 ・新規設置箇所の拡充。 ・古くなった旗やボールの更新を随時行う。 ・行政区内でのご近所支え合いネットワーク活動の充実。 ・ネットワーク構築に向けた地域支援の充実。広報誌等で積極的に活動を周知し、地域全体の理解と協力の促進を図る。	①
	教育課	小・中学校における防犯対策の推進	・「大きな声で近くの大人を呼ぶ」、「防犯ブザーの効果的活用」、「子ども110番の家に駆け込む」等、こどもが防犯上の対策を身につけるための学習機会の提供に努めます。 ・小・中学校において不審者が侵入した場合を想定した実践的な訓練を実施し、不測の事態に備えます。 ・子どもたちの登下校時の事故や校内への不審者の侵入などに速やかに対応するため、危機管理マニュアルを策定し、訓練等の実施に努めます。 ・地域と一体になったコミュニティ・スクールに取り組み、地域の人の見守りなどの充実を図ります。	○交通安全・防犯教室 ・各小中学校における防犯対策の推進	交通安全・防犯教育の実施	年1回	年1回	年1回	④	地域と一体になったコミュニティ・スクールに取り組み、地域の方の見守りなどの充実を図る。	①
	建設課 教育課	バリアフリー化の推進	・公民分館などの公共施設において、バリアフリー化の必要性を認識し、区からの要望にあわせ、バリアフリー化の推進に努めます。	○バリアフリー化の推進	①スロープ設置や段差の解消	0分館	1分館	1分館	③	公民分館新築整備においては、バリアフリー化を進めるが、既存公民館においては、地区の意向にもよるため、整備する場合はバリアフリー化に努める。	①
	総務課 農林振興課 商工観光課 建設課	こども連れにやさしいトイレ等の整備	・公共施設などにおいて、こどもサイズの便器、手洗い、ベビーベッド、授乳室などの整備の推進に努めます。	○公共施設等のトイレ	①トイレの改修 ②オムツ交換台 ③ベビーベッド ④授乳室	-	-	-	-	これまで、本庁舎トイレ改修に合わせ、多目的トイレにおむつ交換台の設置を行ったり、ふれあい福祉センター改修に合わせ授乳室やオムツ交換台の設置を行った。 今後も住民のニーズに応じた整備の推進に努める。	①
	生活福祉課 教育課	教育・保育施設の整備	・教育・保育施設において、老朽化がみられる場合は必要に応じて、国、県、町の補助金を活用し整備に努め、地震や台風などの自然災害の脅威から子どもたちを守ります。	○教育・保育施設の整備	保育園・認定こども園の施設整備	0か所	0か所	1か所	③	令和7年度において、国・町の補助金を活用し、老朽化していた須恵保育園の園舎の大規模修繕を実施した。園からの要望があれば国、県の補助金を活用し整備を実施するが、児童の減少による施設規模の決定が難しい。	①
関係機関・団体の活動の充実と連携強化	生活福祉課 社会福祉協議会	主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実	・家庭訪問等によるこどものいる家庭に対する相談支援及び関係機関との連携強化を図ります。 ・民生委員・児童委員協議会で地域の現状把握に努め、相談支援及び関係機関との連携強化を図ります。	○相談支援活動 ・43名の民生委員児童委員により相談支援活動を実施。 ・校区毎に毎年2回程度、小・中学校・役場等との情報交換会を開催 ○児童部会 ・8名の児童委員で活動を行っている。(主任児童委員3名、各校区児童委員5名) ・民生委員児童委員独自に子ども見守りパトロールのパネルを作成し、見守り・声掛け活動に取り組んだ。	子どもに関する相談(延べ件数)	382件	405件	364件	④	地域の様子やニーズを把握し、相談支援体制を整えるとともに、関係機関と協力し合う体制を強化します。	①

「あさぎり町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標1 こどもまんなか社会実現に向けた地域の環境づくり】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
関係機関・団体の活動の充実と連携強化	健康推進課	母子保健推進員活動の充実	・母子保健推進員の資質の向上に努めながら、地域のなかで保護者の頼りになる存在となるよう活動支援を行います。 ・家庭訪問等により、子育ての悩みや不安に寄り添うとともに、サポートを必要としている家庭の状況等を行政に連絡するなど、地域と行政のパイプ役としての活動を推進します。 ・子育ての不安等に関わる研修機会の充実や定例会での情報共有を行い、支援の質の向上に努めます。	○赤ちゃん訪問(母子保健推進員) 自分の住んでいる地域を担当し、3か月児を対象に家庭訪問を行っている。訪問時には、母子の様子を規定の用紙に記録し、保健師に報告。保健師はその情報を3か月健診時の支援に役立てている。訪問後も地域の見守り役として、気になる家庭には声掛けをしてもらったり、健診時には役場のスタッフの手の届かない部分を支援してもらっている。 ○母子保健推進員会議の開催 月1回定例会を行い、自分たちの活動について振り返ったり、専門家の話を聞くなど、より良い活動を目指して研修を重ねている。	赤ちゃん訪問回数	78件	52件	51件	③	急激な出生数の減少により訪問件数は減少傾向にある。 訪問のうち2件は、母と連絡が取れずに訪問できなかったため、保健師の訪問時に母子保健推進員の個人携帯から電話を掛ける旨を伝え訪問につなげていく。 毎月の例会時に、訪問時の状況や課題等の情報を共有しているが、短い訪問時間で児童虐待等の不適切な育児や親の悩みを把握することは難しく、例会時の研修で観察のポイントや声のかけ方などの学習を行っている。 現在18名の推進員が活動しているが、5名は有職者のためフルに動けるのは13名である。推進員の声かけによる加入がほとんどで、推進員活動の重要性とやりがいを理解してもらうには、より詳細な広報活動が必要と感じている。 今年度は6月の定例会に、新聞社に取材に来てもらい、母子保健推進員活動を周知した。	①
	生活福祉課 社会福祉協議会	ファミリーサポートセンター事業の推進	・保護者の就労や緊急時等の一時的な預かり、送迎、家事、育児の援助を支援するため、ファミリーサポートセンター事業を推進し、充実を図ります。 ・協力会員の養成、依頼会員の随時募集に取り組みます。 ・事業内容や活動状況について町広報紙や町ホームページ等に掲載し、周知に努めます。 ・利用会員の減少や協力会員の高齢化等の地域の実情に応じて、ファミリーサポートセンター会則の見直しを図ります。	○ファミリーサポートセンター事業 ・保育所等への子どもの送迎や協力会員宅やセンター拠点「子育てひろば」での短時間の預かり等を実施。 ・毎月1回、サポーター協力会員養成講座を開催。 ・依頼会員については行政各担当課と連携し、情報の周知に努めると共に随時募集を行っている。	①協力会員数 ②依頼会員数 ③両方会員数 ④援助活動実績数 ⑤協力会員養成講習会実施数 ⑥新規登録会員数	①13人 ②27人 ③0人 ④103件 ⑤0回 ⑥0名	①11人 ②30人 ③0人 ④41件 ⑤1回 ⑥0名	①9人 ②29人 ③0人 ④67件 ⑤1回 ⑥1名	③	・利用会員の減少や協力会員の高齢化。 ・協力会員の養成、依頼会員の周知・随時募集に取り組む。 ・事業内容及び活動状況について、ホームページや広報誌、SNS等を活用した情報の発信を行う。	①
	社会福祉協議会	ボランティアセンターの活動の充実	・関係機関と連携し、ボランティア養成講座等を行い、子育て支援ボランティアの育成を図ります。 ・ボランティアの登録・派遣など、利用しやすい体制をつくります。 ・ボランティア協力校の活動については、各校ごとに自主的に取り組んでいくこととし、要請があれば関係機関と連携し、支援していきます。また、未就学児に対する連携についても検討していきます。	○ボランティア養成講座 体験教室等の実施に関し、職員対応の事業となっている為、一般の当事者等の協力を得ることで、より実践的体験に繋がると考えられる。その為にも指導者養成講習に取り組みしていく。	①ボランティア協力校数 ②ボランティア養成講習会 ③受講者数	①小学校5校 中学校1校 高校1校 ②1回 ③26名	①小学校5校 中学校1校 高校1校 ②1回 ③30名	①小学校5校 中学校1校 高校1校 ②1回 ③28名	③	各協力校には自主的にボランティア活動に取り組むことを促します。関係機関と連携して支援を行います。未就学児に関する連携についても検討していきます。 また、ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティア及び指導者の育成について取り組みます。	①
	教育課			○あさぎり町青少年健全育成町民会議 ・「あいさつ・声かけ運動」を重点事業とし、町民すべてが子ども達の健全育成への認識を深め、それぞれの役割責務の自覚と相互の理解を目的に「あさぎり町青少年健全育成町民会議総会」を開催。	①会議 ②町民大会参加者	①1回 ②中止	①1回 ②中止	①1回 ②中止	③	町民会議の連権を深め、子どもたちの健全育成を図る。 ※町民大会は地域学校協働活動(R2設置)の充実重点を置くため、中止とした。	①
	生活福祉課 健康推進課 教育課	児童に関する連絡会議の充実	・関係機関の意見交換や情報の共有化、各種活動の推進を図るため、既存のネットワークの充実と、そこでの連携を深め、子育て支援を地域全体で取り組んでいます。 ・町内児童生徒の情報交換のため、小・中学校と連絡会を実施していきます。	○あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク(要保護児童対策地域協議会) ・児童虐待や各種相談へ迅速に対応するために、小・中学校、保育園、認定こども園、民生児童委員、警察、役場等の関係機関による情報共有を強化し、連携して支援を行っている。 ・代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会を開催し、現況・問題認識の一致を図り連携を強化している。 ・健康推進課としては、小中学校区毎に担当保健師を決めており、必要に応じて会議に参加できる体制を作っている。併せて、情報の共有化に努めている。	①ささえ愛福祉ネットワーク代表者会議 ②実務者会議 ③個別ケース検討会	①1回 ②3回 ③15回	①1回 ②2回 ③9回	①1回 ②3回 ③15回	③	・虐待、養育困難な家庭、非行、不登校、障がいなど様々な相談が寄せられている。そのような家庭に迅速かつ適切に対処し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の関係者や関係機関が連携して見守り、支援体制を構築することが必要。	①
	生活福祉課 健康推進課 教育課	庁内関係課の検討会	・こどもの成長や年齢に応じた体系的支援プログラムの整備のため、方向性や取り組みについての意見交換を行い、関係各課が連携し効率のよい事業活動に努めます。	○庁内関係課の検討会 ・計画策定に伴い、関係課による事業実施状況や課題を整理し、今後の方向性や取り組みについて意見交換を実施。	計画担当者会議	1回	1回	1回	③	現行計画の評価検証を行い、新計画への移行・策定を進めて行く。	①
地域の子育て力の向上	生活福祉課 教育課	こどもを地域で守り育てる意識の啓発	・「こども計画」について、町広報紙や町ホームページ等で啓発を行います。 ・地域学校協働活動の充実を図り、こどもを地域で育てるという意識の醸成に努めます。	○「こども計画」について、町広報紙や町ホームページ等で啓発を行った。	ホームページ、広報紙等での啓発	実施	実施	実施	③	ホームページや広報紙への実施状況の公表のほか、各種団体、学校、PTAや青少年育成に関わる方を含め広く周知を行っていく。	①

「あさぎり町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標1 こどもまんなか社会実現に向けた地域の環境づくり】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
地域の子育て力の向上	教育課	子ども会活動の充実	・地域の再編や子ども会活動を通じて地域のつながりも持てるよう支援します。 ・地域の大人の参加を促進し、行事や活動の充実を図ります。 ・子ども会が未組織の地域については、子ども会発足へ向けての支援を行います。また、「あさぎり町子ども会育成連絡協議会」を活用し、各単位子ども会の交流や情報交換等の連携強化・指導者育成のための研修会等を積極的に取り組みます。	○あさぎり町子ども会 ○あさぎり町子ども会育成連絡協議会 ・各組織の指導者育成及び連携強化を図るため、協議会主催の育成者講習会を年1回開催。	①単位子ども会数 ②育成者講習会	①41 ②実施1回	①40 ②実施1回	①40 ②実施1回	③	少子化が進む中、子ども会活動が困難となる地区が増えつつある。子ども会活動を通して、地域のつながりも持てるよう支援を行う。	①
	教育課	地域の人材活用の充実	・地域の技能者・各分野の経験者の協力を得ながら子育て支援に関わる学校を含む地域活動等により一層の充実を図ります。 ・学校運営協議会については、地域と学校の協働を促し、研修会等を通じてより一層の充実を図ります。 ・地域学校協働活動の充実を図るため、地域と学校の適切な連携のあり方を検討します。	○生涯学習人材活用事業 ○伝統芸能の現状紹介及び生徒の主体的取材活動への支援 ○町内小中学校における学校運営協議会 ・「学校運営方針や学校の課題等の共有」や「教育活動への支援」等が行われている。 ・各学校の協議会相互の連携と親睦を深めること等を目的として研修や情報交換を行っている。	①太鼓語り保存会への取材 ②「地域学校協働本部運営委員会」研修会	①なし ②1回	①なし ②1回	①なし ②1回	③	今後も学校応援団として取り組んでいく。地域学校協働活動の充実を図るため、各学校担当者と熟議を重ね、地域と学校の連携のあり方を模索する。	①
	生活福祉課 健康推進課	地域子育て支援の充実	・地域における子育て支援に関する相談・情報提供に関する総合窓口としての機能充実を図ります。 ・子育て力の低下や核家族化により、保育園・認定こども園に求められるニーズが多様化し、様々な対応が必要となるため、保育士等の質の向上のために研修機会の提供に努めます。 ・必要な支援の調整や関係機関との連携を行うなど、転入家庭や妊産婦、児童に対して切れ目のない支援を提供します。 ・乳幼児やその保護者に対する定期的な子育てサロン・サークルの開催などを支援します。	・地域子育て支援拠点として、保育園において育児相談や子育てサークルなどを実施されている。 ・国の補助制度を活用し保育園、認定こども園向けの研修を年1回ずつ実施	①子育てサークル実施箇所数 ②保育園、認定こども園向けの研修会実施回数	①3箇所 ②2回	①3箇所 ②2回	①3箇所 ②2回	③	現場で抱える問題に対する悩みや不安を解消したり、日々の教育保育の振り返り、幼児期の育ち、発達や学びの連続性を踏まえた活動へと繋げることができると考える。	①

「あさぎり町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標2 子育て世代の安心につながる支援の充実】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
安心してこどもを産み育てられる医療体制の確保	健康推進課	適切な医療体制の確保	・小児科の休日・夜間の医療体制について、広域的に医療機関と連携し充実に努めます。 ・休日当番医については、各種新聞以外に町広報紙や町ホームページで独自に周知します。 ・産科医療の確保に向け、「南九州中部地域医療連携協議会」において検討を行い、広域的に医療機関と連携して取り組みます。	○小児休日診療委託事業 ・子どもたちの休日の医療体制整備のために、郡市の医師会に委託している。町の利用件数は近年減少傾向にある。	①休日小児救急医療の町民利用件数	件数 把握できず	件数 把握できず	件数 把握できず	③	日ごとの健康管理や適正な受診について保護者に啓発するとともに、休日を受診が必要な子どものためにホームページ、あさぎりナビ等で周知に努める。	①
	健康推進課	適正な医療のわかり方の啓発	・予防接種については、適切な時期により安全に接種できるようかかりつけ医による個別接種としますが、管外での広域接種事業や県外での接種に対応した償還払い制度、場合によっては集団接種で実施するなど、対象者が接種しやすい方法を検討します。 ・接種医療機関や保護者に対して、予防接種による事故や過誤防止のために正しい知識の啓発に努めます。 ・妊娠中の健康管理の充実のため、母子健康手帳交付時の保健指導を充実させるとともに、妊婦健康診査の定期受診を勧めるために費用の助成を継続します。 ・こどもの急な病気への対処法を健康診査や育児学級等で啓発するとともに、電話による医療相談(小児救急電話相談(＃8000))の周知を図ります。	○予防接種 ・予防接種法の改正等に伴い予防接種種類の増加や接種開始年齢が2ヶ月から開始になるなど個別接種の方法を主としながら、接種内容によっては集団接種を行うなど対象者が接種しやすい体制を図ってきた。 ○妊婦健康診査 ・一般妊婦健診受診券に加え平成29年からは熊本型早産予防事業を開始し検査項目の追加と歯科検診受診券を交付している。	①集団接種で実施していた予防接種項目数 ②個別接種で実施できる項目数 ③委託料	①すべて個別接種へ変更 ②個別接種14種類(B類含む) ③妊婦6,308千円	①すべて個別接種へ変更 ②個別接種14種類(B類含む) ③妊婦5,591千円	①すべて個別接種へ変更 ②個別接種14種類 ③妊婦5,244千円	③	予防接種法の改正に伴う周知を保護者へ行った。今後も予防接種の種類の追加等が予想され、随時、情報提供や正しい知識を啓発していくとともに、接種機会を逃さないように、未接種者への接種勧奨に努めていく。 妊婦歯科健診については、今後も妊娠中の健康管理の充実の1つとして早産予防を含め母子手帳交付時の面談の中で健診の意義や効果について啓発していく。	①
	健康推進課	産後ケア事業の充実	・出産後の心身の疲れや、育児の面での様々な悩みの解消など、安心して子育てができるよう、医療機関や助産院、または助産師等による訪問等での支援を行い、母子の身体とこころのケアや育児サポートなどを行います。	○産後ケア事業 令和6年度から、出産後の母親の心身のケアや育児のサポートのために、事業所に委託し実施している。	①件数 ②助成額			①81件 ②660,900円	③	安心して子育てができるように今後も継続して実施する。また、周知・普及を図り情報提供の充実を推進する。	①
家庭の子育て力の向上	健康推進課 教育課	子育てを学ぶ機会の提供	・妊婦や子育て中の両親を対象とした育児学級等、親子の健康管理や楽しい子育てにつながるようさらなる内容の充実を図ります。 ・乳幼児を育てる保護者が最も関わりのある保育園・認定こども園において、子育てについて広く深く学ぶ機会が得られるよう、学習の場の開催等を関係者に働きかけます。 ・母子健康手帳交付時には、夫婦(パートナー)での参加を促し、個に応じた支援ができるよう内容の充実を図ります。 ・家庭教育やしつけ、児童心理等を学んだり、青少年の健全育成につながるような講座や講演会等の開催を企画し実施に努めます。 ・子育てををする親同士がふれあう機会を増やし、成長していけるよう「親の学びプログラム」の活用を推進します。	○両親学級 ・月2回の母子手帳交付の際に、母子手帳の活用や妊娠中の健康管理等、妊娠婦や赤ちゃんの健康管理や安心で楽しい子育てにつながる学級を開催している。 ○就学時健診や保育園等の研修の中で保護者向けに開催してる。	①母子手帳交付時の学級への参加率 ②母子手帳交付の学級への父親の参加率 ③親の学びプログラム	①80.0% ②23.3% ③67回	① - ②20% (個別交付時のパートナーの参加率) ③53回	① - ②21.6% ③30回	③	母子手帳交付や乳幼児健診へのパートナーの参加を呼びかけていき、母子の健康管理や楽しい子育ての支援につながるようにする。 母子手帳交付では、保健師と栄養士がペアになり、初産婦・経産婦の個別に応じた指導を引き続き行っていく。 パートナーの参加は約2割で経産婦より初産婦のほうが高い。今後もできるだけ両親で来ていただくように啓発するとともに、赤ちゃん訪問、健診や学級の場でパートナーの子育て参加の重要性について啓発する。 家庭教育力の向上のために、様々な場面で親の学びプログラムの活用を図っていく。 家庭教育の充実のため、各学校(6校)の保護者を対象に家庭教育講演会を実施する。	①
	生活福祉課 社会福祉協議会	子育てサロン・子育てサークル活動の推進	・保育園や認定こども園、公共施設などの身近な施設を利用し地域ボランティアも参加した、乳幼児やその家族に対する定期的な子育てサロン・子育てサークル活動を推進します。 ・協力会員の育成とともに、保護者の悩みや不安を軽減、保護者同士の交流や情報交換を推進するために活動の場の提供に努めます。 ・サポーターの自主的なサロン開催へ向け、協力会員の養成、依頼会員の周知・随時募集に取り組みます。 ・年間を通じてサロン会場を開放し、保護者同士の交流や活動の場の提供を行います。 ・定期的に食生活改善推進員の協力を得て調理体験を実施することで、食の大切さや楽しさについて学ぶ機会を設けます。	・保育園や認定こども園については、目標1の「地域子育て支援の充実」に記載のとおり。 ・ファミリーサポートセンター事業において、子育てサロンを実施	①開催回数 ②参加人数			①23回 ②159人	③	今後も継続して実施する。	①
子育て家庭への経済的支援	教育課	各種手当・助成制度に関する情報提供	・児童手当や就学援助費の支給制度等、各種手当、助成制度の周知・普及を図るため、子育て情報誌や町広報紙、町ホームページ等を活用した情報提供の充実を推進します。	○就学援助・奨学金制度等の周知・広報 ・広報紙に内容の掲載	広報紙掲載回数	2回	2回	2回	③	今後も継続して実施する。	①
	生活福祉課			○各種手当・助成制度の周知・広報 ・児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療助成制度について、広報誌・ホームページに制度案内の掲載	広報誌・ホームページ掲載回数	各1回	各1回	各1回	③	今後も各媒体を活用し、周知・普及を図り情報提供の充実を推進します。	①

「あさぎり町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標2 子育て世代の安心につながる支援の充実】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
子育て家庭への経済的支援	生活福祉課	保育・教育における経済支援の充実	・保育園・認定こども園において、町独自の保育料により保護者の経済的負担を軽減するとともに、国・県の制度に準じて多子世帯の保育料を軽減する事業を今後も継続して実施していきます。 ・国・県の制度に準じて副食費(おかず代等)の支援を実施していきます。	○国に準じて低所得者、ひとり親世帯、障がい児(者)のいる世帯の保育料軽減。県の多子世帯子育て支援事業により18歳未満の子どもの範囲で第3子以降の保育料無料。 ○令和7年度から保育料・副食費を完全無償化し、全ての保護者の経済的負担を軽減する。	対象世帯	52世帯	45世帯	42世帯	③	今後も継続して実施する。	①
	生活福祉課	子ども医療費助成制度の充実	・子ども医療費助成制度について、助成内容や適正受診の周知を図るために、保護者への通知や町広報紙、町ホームページ等を活用した情報提供に努めます。	○子ども医療費助成制度 ・高校3年生までを対象とした給付を継続実施	①支払額 ②受給者数	①53,987,249円 ②2,144人	①64,155,846円 ②2,057人	①60,733,210円 ②2071人	③	・令和3年10月1日からインターネットでの申請受付を開始(令和7年9月末に受付終了) ・令和4年9月1日から対象年齢を高校3年生(18歳)まで拡大 ・令和6年1月1日より県内の医療機関及び薬局の外來診療分を現物給付開始	①

「あさぎり町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標3 こどもの健やかな成長を育む切れ目のない支援の充実】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
安心保育サービス等の充実	生活福祉課	保育園・認定こども園におけるサービスの充実	・国や県の補助金を活用し、延長保育など様々な保育・教育のサービスを提供することで、保護者のニーズに対応します。 ・保育人材の確保に向け、資格取得者や潜在保育士等の情報を幅広く収集するとともに、保育士が働きやすい職場環境の整備や保育士という仕事のやりがいや魅力の向上のため、国や県とも連携しながら、保育士の処遇改善を促します。 ・保育の質の向上のため、保育士の資質向上を目的とした講演会等の企画を行うとともに保育園・認定こども園や関係機関・団体と連携し、定期的な情報共有に努めます。	○通常保育・教育事業：公立保育所についてはH28.4月に民営化し、2つの幼稚園が認定こども園に移行。令和2年度から保育園8か所、認定こども園4か所で実施。 ○延長保育事業：保育園に対し延長時間と利用児童数によって補助金を交付 ○休日保育：補助金を交付	実施箇所数	通常保育：12 延長保育：6 休日保育：1	通常保育：12 延長保育：9 休日保育：1	通常保育：12 延長保育：8 休日保育：1	③	延長保育及び休日保育については、保護者の就労形態の多様化等により需要が高いため、今後もニーズ把握を行いながら本当にサービスが必要な保護者の支援となるよう努めていく。	①
	生活福祉課	一時預かり事業の充実	・冠婚葬祭や保護者の病気等のため、家庭において保育をすることが一時的に困難となった乳児または幼児について、一時的に預かりを行う事業の充実を図ります。 ・通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、認定こども園が行う保育活動の充実を図ります。	○預かり保育：保育園で実施 一時預かり：認定こども園で実施	実施箇所数	預かり保育：8 一時預かり：4	預かり保育：8 一時預かり：4	預かり保育：8 一時預かり：4	③	今後も必要なサービスとして保育園、認定こども園で実施できるよう支援していく。	①
	生活福祉課	病児・病後児保育事業の充実	・病気やけがで家庭や集団保育の困難な乳幼児や児童を、公立多良木病院企業団に付設された専用スペース「ホットと館」や認定こども園において、一時的に保育や看護をすることにより、子育てと仕事の両立支援を行い、児童の健全育成を図ります。 ・事業の適切な利用促進に向け、子育て支援情報誌や町広報紙、町ホームページ等を活用し、周知を行います。	○病児病後児保育事業（ホットと館） ・上中球磨4町村が共同で公立多良木病院へ委託して実施 ○病児病後児保育事業（あさぎりこども園）	①利用者数（あさぎり町） ②利用者数（4町村合計） ③病後児保育利用者数	①255人 ②412人 ③78人	①235人 ②662人 ③72人	①244人 ②654人 ③66人	③	利用促進に向けて周知広報を行っていく。	①
	生活福祉課	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の充実	・子育てと仕事の両立を支援するため、放課後や長期休暇等におけるこどもたちの安全な居場所を確保し、こどもの健やかな成長を図ります。 ・各クラブからの相談に対しては助言等を行い、適切な運営への支援に努めます。	○放課後児童クラブ ・平成22～25年度までは町内5か所（各校区）にて運営され、全てにおいて放課後児童健全育成事業対象団体でした。 ・平成28年度からは6か所、平成29年度からは7か所が当事業の実施対象。	①実施箇所数	①8箇所	①8箇所	8箇所	③	今後も支援を行っていく。 クラブ数は、これ以上増えない見込みです。	①
健やかな成長につながる教育機会の提供	教育課	地域の人材(ゲストティーチャー等)の活用	・地域住民や職場の人を学校にゲストティーチャーとして積極的に招き、地域住民が持つ有能な技量を最大限に活用することで、小・中学校での授業内容の充実を図ります。 ・大学生や元教員等の協力のもと、地域未来塾を開催し、小学3年生と中学3年生の希望者に対し、学習支援を行います。	○地域学校協働活動	各小中学校での事業実施	延べ4,248人	延べ4,293人	延べ4,311人	④	今後も継続して実施する。	①
	教育課	学校開放の推進	・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を両輪として、地域と学校が互いに連携・協働する活動を推進します。 ・小・中学校は、地域行事等に積極的に参加し、児童生徒と地域住民とのさらなる交流を図ります。	○コミュニティスクール	①学校運営協議会 各小中学校での事業実施 ②地域学校協働本部運営委員会	①各3回 ②1回	①各3回 ②1回	①各3回 ②1回	③	今後も継続して実施する。	①
	教育課	適切なメディアコントロールの推進	・テレビやゲームが生活習慣や発達に及ぼす影響について学び、ルールを決めて使うよう啓発する機会をつくります。 ・保護者の理解と協力を得ながら、携帯電話やスマートフォン、インターネット利用の実態を把握し、安全な利用とあわせて、情報モラルや倫理観が育まれるよう児童生徒への啓発を行います。	・今年度は、熊本県幼児教育スーパーバイザーによる、家庭における「スマホやゲームとの上手な付き合い方」の研修を行った。	研修回数			1回	③	今後も継続して実施する。	①
	教育課	社会性の発達や責任感を高める学習の推進	・学校において、町内の保育園・認定こども園の協力を得て、乳幼児とのふれあいの機会をつくり、幼児の純粋な反応を通じて他者との協力によるコミュニケーション能力の向上や責任感やリーダーシップの育成を高める学習を実施します。	・幼・保等、小、中連携推進協議会の開催 町内の認定こども園・幼稚園・保育園、小学校及び中学校が互いの教育機能を理解するとともに、専門的知識・技能の習得並びに指導力の向上を図り、保健・福祉機関と一体となって取組むことで教育効果を高め、幼児・児童生徒がたくましく心豊かに育つよう連携と交流を推進している。	開催回数			3回	③	今後も継続して実施する。	①

「あさぎり町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標3 こどもの健やかな成長を育む切れ目のない支援の充実】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
遊び・学べる場やこどもの居場所の確保	健康推進課 教育課	公民館・図書館 など公共施設の活用	・公民館等を利用した地域における遊び・学べる場の開放を推進します。 ・ブックスタート事業(赤ちゃんと本を通じて楽しい時間をわから合うことを目的とした事業)や読み聞かせ事業等を通じ、図書館の利用促進を図ります。 ・伝承遊びなどを通じて地域の方との交流行事などを推進します。 ・指導者の育成支援やボランティアグループのネットワークづくり等の課題について庁内関係課や関係機関と連携して検討を進めます。 ・町広報紙や町ホームページなどを活用し、図書館の利用促進を図ります。 ・生涯学習センター図書館においては、一般図書を中心に専門性のある図書の充実に努め、子育て世代の学習の場となるよう利用促進を図ります。 ・せきれい館図書館においては、児童図書を中心に図書の充実、親子・児童が集える企画を推進し、施設の利用促進を図ります。	○公民館活動 ○家庭教育学級(親子ふれあい教室等) ○ブックスタート事業 ○6か月児育児学級時に実施しているブックスタート事業の際に図書館のチラシを配布し、利用促進を呼びかけている。 ※ 令和6年度から6か月児育児学級時に実施	ブックスタート時図書館利用についての情報提供人数(チラシ配布人数)	79人	79人	58人	③	図書館の利用については、6か月児育児学級で絵本のよみかせと町内の図書館を紹介し、絵本での親子ふれあいや活用を促してきた。ブックスタート事業は、令和5年度までは10か月児健診時に実施していたが、令和6年度から6か月児育児学級時に変更し、より早い時期からの絵本のふれあいと図書館の活用について促していく。	①
	健康推進課 教育課			○せきれい館自主事業 ・図書館まつりと同時開催 ・子育て講座(サテライト教室)	自主事業	実施1回	実施1回	実施1回	③	親子で楽しむことができる内容を考え、参加者数の増加を図る。	①
	建設課	公園活用の拡充	・公園整備や遊具の点検を行い、安全面に最大限配慮しながら、利用促進を図ります。 ・遊具の老朽化が進んでいることから、点検結果により緊急性の高いものから順に修繕等を行います。 ・遊具設備拡充や公園整備は、維持管理を含め多大な経費を要することから、現状を維持しつつ、利用頻度に応じた設置遊具の見直しや安全に利用できるよう適正な管理に努め、町民から親しまれる憩いの場の提供に努めます。	○公園整備・遊具点検 ・遊具の点検は公園作業員による定期的な見回りの実施。また保守点検業務委託により年2回の保守点検を実施し安全性の確保に努めます。 ・遊具の維持管理には多大な経費を要するため、定期的な見回りで早期の補修。また、設置遊具の見直しなど計画的な整備を検討します。	遊具の安全点検の実施回数	業務委託による保守点検年2回 公園作業員による定期見回り年12回 大型遊具の撤去	業務委託による保守点検年2回 公園作業員による定期見回り年12回 公園作業員による定期見回り年12回	業務委託による保守点検年2回 公園作業員による定期見回り年12回	③	今後も継続して実施する。	①
	教育課			○遊具点検(学校関係) 遊具の点検と施設管理巡回中には、危険物等の有無を確認・除去し、ゴミ等があれば、清掃に努めている。	①学校による遊具等の定期的な安全点検の実施回数 ②業者による遊具等の安全点検の実施回数	①年4回 ②小学校5校	①年4回 ②中学校1校	①年4回 ②小学校5校	③	一部の遊具等には老朽化が見られる。修繕により対応できるものは、修繕し、利用頻度から不要と思われるものについては、危険防止のために撤去を行う。	①
	教育課	総合型地域スポーツクラブの充実	・子どもから大人まで気軽に参加できるクラブ活動を展開し、健康で活気のある地域や人づくりを目指します。 ・町民ニーズに対応した新たな種目を取り入れるなどスポーツにふれあう場の充実を図るとともに、町広報紙や町ホームページを活用し、活動についての周知を強化することで会員確保に努めます。	○総合型地域スポーツクラブ事業	①会員数 ②開催種目数	①479名 ②21種目	①478名 ②20種目	①495名 ②17種目	④	小学校運動部活動の社会体育移行に伴い、子ども達の参加が増えている。その反面、大人の会員が減少気味であるため、気軽に誰でも参加できる活動を増やしたい。また、広報誌やホームページを活用した本クラブ活動の周知を強化していきたい。	①
	教育課 社会福祉協議会	こどもの自主性・協調性・自立心等を伸ばすための地域活動の充実	・地域と子どもたちのボランティア意識高揚を図るための取り組みや指導者の育成・支援に努めます。 ・青年団の協力により実施している体験活動について、団員と子どもたちとの貴重な交流の場にもなるよう、さらなる充実を図ります。 ・地域での老人クラブとの交流活動や、障がい者支援施設等の中・高校生ワークキャンプ等のさらなる充実を図ります。 ・社会福祉協議会での福祉学習活動の充実を図り、障がいの疑似体験セットの貸し出しや児童生徒を対象とした福祉入門講座について企画・推進します。 ・地域での子どもと高齢者の交流推進のため、老人クラブ単位での意識向上やリーダーの養成などについて検討を進めます。	○子ども体験活動の実施 ○福祉学習活動の充実	①体験活動回数 ②体験活動参加者 ③疑似体験回数 ④疑似体験参加人数	①1回 ②19名 ③2回 ④34名	①1回 ②14名 ③3回 ④93名	①1回 ②11名 ③3回 ④82名	③	青年団の協力のもと、年1回の体験活動を実施している。子どもたちにもものづくりやアイススケートなどの体験の場として、また青年団員と子どもたちの交流の場にもなっているので、継続して行っていく。 ・各学校で疑似体験教室の開催。 ・老人クラブ活動の中で世代間交流の促進が図れる様支援を行う。 ・疑似体験教室に当事者の方をお招きし、実体験等の話を通して、児童・生徒の理解と意識を高める取り組みを行います。 ・地域の団体と連携し、異なる世代間の交流を促進する取り組みを支援します。	①
	生活福祉課	こどもの居場所づくりの推進	・地域のなかで子どもたちが安心して過ごせる場所を創出するため、関係機関・団体との連携の強化や先進事例の調査、設置の検討などを進めます。 ・居場所づくりにあたっては、こどもの意見を取り入れ、こどもの視点に立った居場所となるよう努め、既存の資源の活用も含め検討を行います。	こども食堂の実施(1団体)	①開催回数 ②参加人数			①10回 ②1,050人	③	今後も継続して実施する。	①

「あさぎり町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標3 こどもの健やかな成長を育む切れ目のない支援の充実】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
心身の健康づくりへの支援の充実	健康推進課	こどもの頃からの良い生活習慣の形成に関する情報提供	・乳幼児健康診査、育児学級、育児相談等あらゆる機会を利用して、乳幼児期からの生活リズムの大切さの啓発を行います。 ・子どもの健康に関する保護者の悩みや不安に関して、訪問や来庁等にて、保健師・栄養士が家庭の状況により相談に応じます。 ・乳幼児健康診査、育児学級等において、成長・発達を確認し、食事・運動・睡眠等の情報提供を行います。	○各種乳幼児健診受診者数 健診を通して健やかな発達を促し育児不安を軽減でき、子どもの頃から生活リズムを整える環境づくりができる	①3か月児検診 ②10か月児検診 ③1歳6か月児検診 ④3歳児検診	①85人 ②79人 ③82人 ④83人	①58人 ②79人 ③81人 ④91人	①58人 ②57人 ③78人 ④79人	③	生活リズムは体や脳の成長発達の基盤であり、子どもの力だけではうまく作ることができないため、家族全員が協力しながら環境を整えることが大切であることを今後も伝えていく。また、子どもの頃の生活習慣が、今後の生活習慣にも関係していくので、生活リズムを整え、良い生活習慣を身に着けることの大切さを伝えていく。	①
	健康推進課		・乳幼児健康診査、育児学級、家庭訪問、育児相談等あらゆる機会を利用して、食の大事さやこどもの成長に応じた栄養と食習慣について学ぶ場を提供します。 ・保育園・認定こども園においては、親やこどもに対して親子料理教室や農作物の栽培等の食育に関する取り組みの充実を図ります。そのために管理栄養士による出前講座や食生活改善推進員による親子料理教室等への支援を行います。 ・食生活改善推進員をはじめとする地域の人材やグループとも協力しあい、学校の料理教室(郷土料理や農園の野菜料理)等、学校栄養士とも連携しながら、充実を図ります。	○健康診査での栄養指導 ・各乳幼児健診・学級開催時に栄養士1～2名による栄養指導を実施。対象年齢に合った食事、食習慣や栄養に関する知識や調理実習を通して技術の提供に努めた。 ○育児相談時の栄養相談 ・月に1回育児相談を実施し、必要に応じて栄養士による栄養相談を実施した。(令和2年度で終了)	①食事に関する栄養相談数	15人	8人	5人	③	健康診査時の栄養指導についても、これまで通り健診・学級の機会をとらえ、正確な知識と技術の提供に努めていく。個別の部分においては、令和4年度から再開し育児相談を月1回、個に応じた対応をしている。 6か月児学級の離乳食の実習も再開し、離乳食づくりに悩むを抱える保護者や他の保護者とのコミュニケーションの場となり楽しみを持つ方も多い。一般的な離乳食指導だけでは個人差もあるため食い違いがでることもあり、必要な保護者には個別に寄り添った栄養指導を行っていく。	①
	生活福祉課 健康推進課 教育課	より良い食習慣の推進	・食生活改善推進員や学校、保育園・認定こども園との連携を図りながら、地域住民へ食育について啓発を行います。 ・小・中学校においては、授業や給食を利用した食育を推進します。 ・JA青壮年部の指導により、米・野菜等の栽培を実施している各小学校での学童農園事業を継続し、充実を図ります。 ・地元でとれた生産物を地元で消費することに理解を深め、農産物を育て成長していく過程を親子で学ぶ機会を確保し、学校給食での地元食材の消費推進など、検討を進めます。	○保育園等での食育育児講座 ・希望があった保育園で実施。育児講座と合わせて昼食試食会も開催されている ○食生活改善推進員による学校での郷土料理教室 ○町内食育担当者推進検討会議・研修会の開催 あさぎり健康21計画・食育推進計画に基づき、町内の食育に携わる関係機関・関係者(保育園・こども園・小中学校・食生活改善推進員等)が一同に会し、町の現状・課題・目指す方向を共有し、関係者が連携を強化し、一体となって食育活動を上げていく。	①食育に関する講座実施回数 ②郷土料理教室実施回数 ③町内食育担当者推進検討会議・研修会開催回数	①0回 ②1回 ③1回	①2回 ②0回 ③1回	①3回 ②0回 ③1回	③	保育園等との連携・問題の共有化を図りながら、今後も希望する園等には実施していく予定。 町内食育担当者推進検討会議・研修会は継続実施しており、今後も保育園・こども園・学校・食生活改善推進員等と食の課題を共有し、健康の基本となる「食育」として、今後も一体となって取り組みを推進していく。 夏休みに家庭で取り組んでいただく「夏休みに料理を作ってみよう3チャレンジ」を小・中学生対象に実施しており令和7度は316名参加があった。今後も検討会議の中で学校と連携し継続していく。	①
	健康推進課 教育課	健康推進課 教育課		○乳幼児健診におけるおやつづくり ○親子クッキング教室 ・保育園単位で開催。希望があった2か所で実施。	親子クッキング実施回数	1回	1回	2回	③	食生活改善推進員により実施していた、親子クッキング教室は、近年保育園等が独自で開催される場所もでてきている。 令和7年度は食改のこどもうす味チャレンジ事業で2回にわたり親子の料理教室を行った。 子どもの頃からの食育が重要であるため、今後も親子で楽しく取り組める料理教室を開催し、更に食への興味を持ってもらう。	①
	健康推進課 教育課	こどもの健康推進体制の充実	・保健に関する有意義な取り組みを図るため、町内の医師や薬剤師等と行政との「あさぎり町医療連携会議」を継続的に実施していきます。 ・学校や保育園・認定こども園と連携し、フッ化物洗口の実施と合わせて、こどもが自分で歯の管理ができるようになるよう、ブラッシング法や定期受診の重要性について学ぶ場を提供します。 ・学校と行政で、こどもの健康に関する課題を共有する機会を設定し、対策の検討に努めます。	○保育園等への歯科衛生士派遣事業 ・H24年度までは中央での育児セミナーを実施していたが、H25年度からはセミナーを実施せず、園や学校での親子または子どもの歯科教室(フッ化物洗口事業の開始に伴い、意識向上に向けて開催)を行っている。R6年度は歯科衛生士の派遣はなく、歯ブラシ等の物品配布のみ。 ・R2～4年度までは、園での歯科教室においてコロナ感染症拡大防止のため、親子ではなく子どものみの教室になることがあったが、R5年度からは親子での開催となった。 ○歯科保健検討会については、医療連携会議に含み、単独では開催しないこととした。	①保育所・認定こども園・学校への出前講座の回数 ②幼児歯科検診事業 ③歯科医師・歯科衛生士検討会 ④フッ化物洗口事業	①33回 ②18回(フッ化物塗布で10ヶ月検診6回が追加) ③2回(歯科衛生士検討会) ④幼児・小中学校1,373人(97.1%) (フッ化物洗口人数・実施率)	①歯科衛生士派遣はなし(園及び小中学校に歯ブラシ等ブラッシング指導物品を配布) ②18回(乳幼児健診) ③2回(歯科衛生士検討会) ④幼児・小中学校1,297人(97.6%) (フッ化物洗口人数・実施率)	①歯科衛生士派遣はなし ②12回 ③1回(歯科衛生士検討会) ④幼児・小中学校1,222人(96.4%) (フッ化物洗口人数・実施率)	③	家庭での歯科保健に関する意識の格差が大きいので地域全体の歯科保健の向上に向けて、健診時の歯科指導において個に応じた指導を実施していく。 年1回関係者の協議・確認の場を設けて、事業評価や課題について話し合う。	①

「あさぎり町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標3 こどもの健やかな成長を育む切れ目のない支援の充実】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
心身の健康づくりへの支援の充実	教育課	健康を守るための正しい知識の啓発	・学校において、食生活や睡眠のリズムを整えることの重要性を学習し、自身の生活を振り返る機会をつくります。 ・健康診査や健康教育などの機会を通じて、生活リズムと心身の健康との関係について学ぶ機会をつくります。 ・学校において、性や性感染症について専門家による講演会を実施するなど、学習内容の充実を図るよう努めます。 ・学校での健康教育などの機会を通じて、親・家族や子どもを取り巻く地域住民に対して、喫煙や薬物乱用、飲酒に関する正しい知識とこどもの健康を守るための理解を求める啓発を行います。 ・母子健康手帳交付時において、喫煙・飲酒による妊婦や乳幼児への悪影響について正しい知識の普及・啓発を行います。	・通信機器の安全利用を進めるために、平成28年1月より町内校長会議や町PTA連絡協議会理事会等で了解を得ながら、町生徒指導部会においてガイドラインの原案を作成した。また、同年3月の教育委員会において策定に係る同意を得てガイドラインを策定し、町内小中学校におけるPTA懇談会や町広報誌等でも保護者や町民に対するの周知を行ってきている。	あさぎり町「通信機器の安全利用に関するガイドライン」の周知	1回	1回	1回	③	今後も機会を捉えて、ガイドラインの周知を行っていきたい。	①
	健康推進課			○性教育学習支援 ・学校・保育園からの要望に応じて備品の貸し出しを実施。新規の備品等の購入はしていない。	性教育事業備品貸出し件数	0件	1件	6件	③	令和7年度は、上中球磨4か町村で行うマタニティ教室において沐浴人形やベビーバスを使った実習を行うための借用があった。それ以外では、他町村の中学校の性教育の授業において妊娠シュミレーター の借用があった。使用頻度は多くはないが、必要に応じて引き続き貸し出しを行っていく。	①
	教育課			○学校での講演会等 毎年福田病院(熊本市)から助産師「片平起句」先生をお招きし、「命の大切さ」について講話を頂いている。	H29年度から中学校での事業実施。 あさぎり中学校2年生を対象に年1回	1回	1回	1回	③	今後も継続して実施する。	①
	健康推進課 教育課			○学校での講演会等 毎年俳優の「内容正文」さんをお招きし、「薬物乱用防止」について講話を頂いている。 ○母子手帳交付時に妊娠前、妊娠中の喫煙・飲酒の状況を把握し、必要に応じて保健指導している	①H30年度から中学校での事業実施。 あさぎり中学校3年生を対象に年1回 ②妊娠前の飲酒率 ③妊娠前の喫煙率	① - ②58.3% ③20.0%	①1回 ②38.7% ③16.1%	①1回 ②39.2% ③9.8%	③	妊娠前に喫煙している妊婦については、この3年間は徐々に減少している。しかし、同居家族や妊婦周囲の喫煙率はR7年度においては52.9%と高いことから妊娠後は禁煙できているが、令和6年度の3か月健診時点で12.1%が喫煙を再開しており、赤ちゃん訪問時や乳幼児健診時にも引き続きタバコの害についての啓発をしていく必要がある。	①
	健康推進課 教育課	思春期の悩みに応える体制づくり	・精神科医のこころの健康相談や公認心理士のメンタルヘルス相談を実施し、気軽に相談できる相談日として地域住民に周知します。 ・中学校でのこころの健康づくり講話を行います。 ・より充実したこどもたちのこころの健康を確保するため、中学校へのこころの教室相談員の継続的な配置に努めます。	○こころの健康講座 SOSの出し方、ストレス対処法について講演会を実施している。	○中学校での事業実施。 あさぎり中学校1年生を対象	1回	1回	1回	③	今後も継続して実施する。 中学校主催の「こころの健康講座」は、中学校が配置されているスクールカウンセラーを講師に、独自に実施された。 その時間を活用し、健康推進課から、ストレス解消法や町の相談窓口を周知した。	①
	教育課			○心の相談室事業 あさぎり中学校に相談員を配置する。	相談件数	2,195件	1,504件	1,923件	③	相談件数は年々増加傾向にあることは、教室に行くことができない生徒が別室登校出来ている点において重要な居場所となっているため、今後も継続して実施する。	①

「あさぎり町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標4 若者がいきいきと暮らししていくための支援の充実】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
男女共同参画と「仕事と家庭の調和」の推進	企画政策課	職場・家庭・地域における男女共同参画の促進	・「あさぎり町男女共同参画推進基本計画」に基づく取り組みの充実を図っていきます。 ・職場や家庭、地域において男女共同参画を推進するため、広報・啓発、研修、情報提供等に努めます。 ・役場内の全管理職から構成する「男女共同参画庁内推進会議」を主体に、関連する部局での具体的な実践を推進・支援します。 ・地域の関係諸団体や住民代表などからなる「あさぎり町男女共同参画審議会」による意見交換や情報の共有化、各種活動などの推進を図ります。 ・熊本県男女共同参画センター(くまもと県民交流会館/バレア)が主催するセミナー等へ参加し、県や近隣市町村、関係団体等との連携を図り、より効果的な推進を目指します。	○あさぎり町男女共同参画推進懇話会 ・29年度に「あさぎり町男女共同参画推進基本計画(第2次)」を制定。 ・町懇話会・委員研修会を年に各1回開催し、広報啓発など各種活動の推進を図っている。 ○広報・啓発活動 ・計画概要版パンフレットを町民へ配布して広報・啓発を実施	①町懇話会・研修会の開催 ②計画概要版他パンフレット配布数 ③HP公表・パブコメ	①町懇話会4回開催・うち1回研修会実施 ②R4で完了。R5はガイドブック策定の協議を進めた。 ③R4までに完了。R7年度に次期計画策定のための町民意識調査を実施する予定。	①町審議会3回開催・研修会3回実施 ②性の多様性に関する職員向けガイドブックを策定。 ③次期計画策定(R8年度)のための町民意識調査の実施に向け協議を行った。	①町審議会3回開催・研修会1回実施 ②R6までに完了。 ③次期計画策定(R8年度)のための町民意識調査の実施。	③	基本計画に基づく取り組みを今後も行っていく。個人・グループの自主的な活動に向けた広報・啓発活動を継続する。 令和8年度中にあさぎり町男女共同参画推進審議会と協議し、令和9年度から令和13年度にかかる第4次あさぎり町男女共同参画推進基本計画を策定する。この計画策定に向け、令和7年度には町民意向調査を実施し、計画策定に反映させる。令和9年度からはこの第4次基本計画に基づく取り組みを行っていくこととなる。 令和5年3月議会で「あさぎり町男女共同参画推進条例」が制定されたことから、R5.4.1以降これまでの推進懇話会が「あさぎり町男女共同参画審議会」となり、引き続き取り組みを進めていく。制定された条例に課題も残されており、パートナーシップ制度や住民向けガイドブックの策定等を当面の取り組みとしていく予定。 R7年度：町民意識調査実施予定。 R8年度：第4次男女共同参画推進基本計画策定予定。	①
	健康推進課	「仕事と家庭の調和」の推進	・母子健康手帳交付時に夫婦(パートナー)での参加を促し、家族が協力しながら子育てする意識の向上を図ります。 ・母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度に関する情報提供に努めます。 ・育児休業を取得しやすい環境づくりに向け、企業や町民への啓発活動を推進します。	○育児休業制度の周知広報 ・母子健康手帳交付時に妊娠中から子育て期間における休業や手当に関する情報を提供した。 ※ 平成25年時点で両親学級は実施しておりません	取組の柱③と同様	60人	65人	51人	③	妊婦の9割以上が就業しており、職場においては体調が悪い時期には出勤への配慮をしてもらえたり育児休暇に対しても職場の了解が得やすいところも増えてきている。パートナーも妊娠中から家事なども一緒にしたり、出産後1か月ほど育児休暇を取る人も増えてきている。今後も母性健康管理指導事項連絡カード等の周知、配布を継続するとともに、パートナーの育児休暇取得についても促していく。	①
就労や結婚、こどもを持つことの希望を叶えるための支援	商工観光課	就労支援の充実	・関係機関・団体や企業等と連携し、若者の希望に沿った職場づくりや雇用の創出に努めます。 ・町ホームページにおいて、雇用・求人情報を公開し、就労に関する情報提供に努めます。 ・ハローワークやワンストップ就労相談窓口「ジョブカフェ・球磨プラナ」等の就労相談先の周知を図ります。	・町のホームページにおいて、毎月二回雇用・求人情報を公開した。それと合わせ、ジョブカフェの連絡先等も掲載した。	ホームページでの情報公開数			24回	③	引き続きホームページ等を活用し情報発信を行う。	①
	商工観光課	結婚支援の充実	・結婚願望を持つ人の出会いの場として、定期的な婚活イベントの開催に努めます。また、近隣市町村と共同での婚活イベントを開催し、より多くの出会いにつながる企画に取り組みます。 ・要件を満たす新婚世帯に対し、「あさぎり町結婚新生活支援補助金」を交付し、住居費や引越費用の補助を行います。	近隣町村と連携し、定期的な婚活イベントを開催した。	町が主催する婚活イベント開催回数			5回	③	イベントに関しては参加者の確保が重要であり、近隣町村と連携した方が出会いのチャンスが広がるため、今後も連携して定期的の実施していく。	①
	生活福祉課 健康推進課	妊婦・出産への支援	・不妊治療の経済的負担の軽減を図るため治療にかかる費用の一部を助成するとともに、制度の利用促進に向けた周知に努めます。 ・安心して産み育てるための支援体制の構築を推進します。	平成28年度から、不妊治療を行う夫婦の経済的な負担を軽減するため実施している。制度の利用促進に向けてホームページや広報紙に掲載し周知を行っている。	①助成件数 ②助成額			①13件 ②816,076円	③	不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、今後も継続して実施する。 令和8年度から生殖補助医療に伴う先進医療についても助成を開始。	①
	農林振興課	あさぎり中学校 農業体験ラボ	・あさぎり町の基幹産業である農業について、生徒自ら農業を体験することにより、作物の栽培のみならず食育への関心と農業を肌で感じ、農業を職業の選択肢として地元に残るよう担い手確保に向けた取り組みの推進に努めます。	あさぎり中学校が「ふるさとをテーマ」に総合学習に取り組みされており、その中で2年生を対象に収穫までの農業体験を行う。また、講話等により地域の農業への理解と関心を高める場を提供する。	体験活動への参加			140名	③	・農場管理者(指導者)の確保 ・今後の農業に欠かせないスマート農業体験への取り組み	①
若者が学び育ち活躍できる場の提供	教育課	学びの場の充実	・生涯学習センター図書館において、一般図書を中心に専門性のある図書の充実に向け、学習の場となるよう利用促進を図ります。 ・生涯学習センターにおいて、英会話教室等の年齢を問わずに参加できる学習の機会の提供に努めます。 ・関係機関・団体と連携し、地域資源を活かした体験教室や新たな学びにつながるセミナー等の実施を検討します。	①図書の購入 毎月、一般図書の選書を行い、蔵書の充実を図るとともに、広報誌にて新着図書の周知を行っている。 ②英会話教室の実施 ③婦人会をはじめ各機関と連携し、親子向けの料理教室などを開催している。	①一般図書購入冊数 ②開講数・参加者数(延べ人数) ③開講数・参加者数(延べ人数)			①443冊 ②33回・93人 ③3回47人	③	住民のニーズを把握しながら、それに応え続ける内容となるよう努めていく。	①

「あさぎ町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標4 若者がいきいきと暮らしていくための支援の充実】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
若者が学び育ち活躍できる場の提供	商工観光課 教育課	若者が集い活躍できる場の充実	・町内で実施するイベントにおいて、若者の参加を積極的に呼びかけるとともに、若者が活躍できるイベントの企画に努めます。 ・若者が中心となって自分たちの取り組みたいことに積極的にチャレンジができる環境を形成し、活力あふれる町民主体のまちづくりが行えるよう、学校や青年団等と連携した取り組みを推進します。	・イベントの担い手確保のため、笑祭実行委員会については、事務局機能を実行委員会に移行することと合わせ若い世代が所属する団体も実行委員会へ参加してもらった。また、イベントプログラムも若い世代が出演しやすいものとなるよう計画した。 (花勝負祭り、岡留活性化イベント、笑祭、ウィンターライトフェスティバル、ひな祭り) ○子ども体験活動の実施。	○若者が中心となって運営・出演するイベント数 ○体験活動回数			○5回 ○1回	③	○担い手となって活動する若者を確保することが課題となっているため、企画段階から各団体等に呼びかけ参画を得ている。 ○青年団の協力のもと、年1回の体験活動を実施している。子どもたちにもものづくりやアイススケートなどの体験の場として、また青年団と子どもたちの交流の場にもなっているので、継続して行っている。	①

「あさぎり町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標5 様々なこども・若者及びその家庭の状況に応じた支援の充実】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
障がいや病気等があるこども・若者への支援	健康推進課	早期発見・早期療育体制の整備	・乳幼児健康診査と相談・家庭訪問等で把握された要観察の乳幼児については、定期的に連絡や訪問するなどして、状況を確認するよう努めます。 ・乳幼児健康診査の方法や問診内容などについて、療育の専門家と協議しながら検討します。 ・上・中球磨巡回支援専門員整備事業により、発達障がい等の疑いのあるこどもを就学前の早期に発見し、保護者、行政機関、保育園・認定こども園、学校等と連携して適切な療育につなげていきます。 ・保育園・認定こども園等の関係機関と療育を行う事業者との連携を強化します。 ・障がいのあるこどもに対する福祉サービス等の制度の周知を図ります。 ・医療的ケア児に関しては、各関係機関と連携して就学援助を推進します。	○乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児健康診査・健診内容や家庭訪問での確認事項や指導方法などをスタッフ間で密に話し合いながら、慎重に実施している。また、保育園・認定こども園や療育関係等の専門スタッフとの連携や支援を受けながら、広く情報を集めて、早期発見・療育につながるように努めている。 ○就学時健診 - 健康診断結果に基づき、疾病等の治療を勧告するとともに、保健上必要な助言を行い、就学に関して指導を行う。 ○上・中球磨巡回支援専門員整備事業 ・あさぎり町・上球磨3町村合同による発達障害等の疑いのある子供たちを、就学前に早期に気づき療育につなげるための支援として、保育園等に専門員を派遣する事業。 ○各種手当等 ・広報回数 年1回広報誌およびホームページに掲載 ②特別児童手当受給者数 ③障がい児福祉手当	①乳児訪問率 ②1歳6か月健診受診率 ③3歳児健診受診率	①100% ②100% ③98.8%	①100% ②97.6% ③100%	①100% ②100% ③100%	③	健診や学級への出席について、欠席理由等の連絡がない未受診家庭に関しては、電話連絡するなどの確認を行っている。 複数回欠席した家庭には、安否確認のために訪問したり、園に子どもの様子を観察に行くなど未受診者対応マニュアルに沿って今後もフォローしていく。	①
	教育課				就学時検診の開催	1回(4カ所)	1回(4カ所)	1回(1カ所)	③	令和7年度から1回(1カ所)で実施する	①
	生活福祉課				○巡回支援 ①気づき児童数 ○各種手当等 ・広報回数 年1回広報誌およびホームページに掲載 ②特別児童手当受給者数 ③障がい児福祉手当	①241名 ②65名 ③6名	①261名 ②65名 ③6名	①229名(内町内114名) ②57名 ③5名	③	○巡回支援相談事業 コロナウイルス感染拡大防止により、延べ人数が昨年度より減少しているが、巡回支援を継続することで事業への理解が深まっており、支援が必要な子どもへの適切な対応ができています。 今後は保育園等のニーズを把握し、より適切な支援へつなげる。	①
	健康推進課	障がい児保育の充実	・身近な地域で安心して生活し、その乳幼児の発達や障がいに合わせた療育や保育が受けられるよう、関係機関とも連携を図りながら、障がい児保育事業のより一層の充実を推進します。 ・障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育園や認定こども園に対し、補助を行うことにより、障がい児の処遇向上と受け入れ保育園の拡大を図ります。 ・障がい児に関わる保育士や保育教諭が、自信を持ち安定した保育を行えるよう、研修会等への参加を推進する取り組みを行います。	○地域療育センター連携による保育園等訪問 ・地域療育センターとの同行訪問を定期的に実施するとともに、保育園からの相談に適宜応じている。 ○障がい児通所支援 ・療育に関する支援が必要と認められた児童が、専門知識を持つ事業所に通い、療育の支援を受けることで日常生活や社会参加への支援を粉う。 ○障がい児保育事業 ・障がい児を受け入れている保育園に対し補助金を交付し、障がい児の保育の促進と障がい児の処遇の向上を図る。	園訪問回数	24回	24回	24回	③	地域療育センター相談員や療育施設等のスタッフに支援を受けながら継続する。	①
	生活福祉課				利用者数	95人	86人	77人	③	療育の支援が必要な児童は年々増加傾向にあるが、その児童が利用する事業所によっては偏りがあり、受け入れ態勢ができていない状況にあると思われる。 また、計画相談支援員が不足しており、待機している状況もある。質の向上と相談員の確保に努める。	①
	生活福祉課				実施箇所数	9箇所	7箇所	9箇所	③	障がい児の保育環境の向上を図るため、今後も障がい児を受け入れ、職員体制を整えている園に対し、補助を継続する。	①
	健康推進課	相談支援体制・交流活動の充実	・相談支援の充実を図り、適切なケアマネジメントが実施できるよう関係者の資質向上も含め、総合的な支援の充実を推進します。 ・児童発達支援センターを中心に、関係機関と連携し、地域における専門的な療育体制(医療的ケア児を含む)の充実を推進します。 ・療育から就学、地域での生活も含めて、家族や関係機関と連携をとりながら、継続した相談支援が行えるように努めるとともに、保護者の障がい受容を促す活動についても、十分に検討しながら取り組んでいます。 ・保護者同士の交流により、お互いの情報交換や相談などができることから、親の会「さくらんぼの会」等の交流の場づくりの支援を継続して行います。 ・障がいのあるなしに関わらず、地域で多くの人と交流しながら育つように、地域活動(子ども会など)への参加・交流の促進に取り組んでいます。 ・社会福祉協議会の「青空ピクニック」等の活動や福祉施設の行事等を活用し、障がいのあるこどもや家族と、ボランティアなど地域の人も参加する広く交流できる機会の提供に努めます。 ・障がいのある人、こども、その家族がよりよい生活を送るための意見の発信、そのための意見の集約及び研修の場として、「あさぎり町三障がい家族会」(パレット)を活用し、家族等の相互の交流と事業の充実を図ります。	○町の発達相談・人吉球磨精神圏域発達相談 ・町の発達相談、人吉球磨精神圏域発達相談、発達外来、専門機関等への紹介など相談支援体制は整いつつある。 ○地域療育センター連携による保育園等訪問 ・定期的に地域療育センター相談員と保健師による保育園等への訪問を実施している。保育園・認定こども園への巡回相談を上球磨4町村で実施しており、気になる幼児への関わり方に対する支援を強化している。 ○障がい者・家族会活動支援 ・障害をもつ親の会「さくらんぼ会」の活動支援を行い、親同士の交流の場を持っている。また、継続した療育が行えるよう「療育ファイル」を作成し、対象者には無償で配布している。 ○就学時健診 - 健康診断結果に基づき、疾病等の治療を勧告するとともに、保健上必要な助言を行い、就学に関して指導を行う。 ○地域療育事業 - 人吉球磨圏域で行っている事業として、在宅障がい児や保護者に対し、療育相談員が療育に関する相談や助言等を行っている。	①町の発達相談回数 ②人吉球磨精神発達相談回数 ③園訪問回数(地域療育センター同行) ④巡回支援回数 ⑤さくらんぼの会開催回数 ⑥発達外来相談回数(延べ)	①17回 ②0回 ③24回 ④126回 ⑤2回 ⑥0回	①10回 ②3回 ③24回 ④163回 ⑤2回 ⑥0回	①14回 ②3回 ③24回 ④114回 ⑤2回 ⑥0回	③	ここ数年で発達に関する相談体制は多様になり、また相談機会を増やすことができ、家庭や保育園への支援は整いつつある。しかし、療育等の必要性があると思われても、保護者の理解が得られず療育につながらないといった課題がある。その場合は周囲(保育園等)の理解を得て環境を整えるようにしているが、巡回支援利用状況も園によってまちまちである。 発達障がいに関しては、目に見えない障がいであり、保護者の理解を得ることが難しい場合がある。理解を得るためには、健診等における啓発のみでなく、日ごろから子どもの様子をよく見ていただいている園担任と保護者とのつながりも大切である。 障がい児の親の会「さくらんぼの会」についても、支援学級や、療育等を利用しているお子さんの保護者に呼びかけ、茶話会を中心とした交流会を継続して行っていく。	①
	教育課				就学時健診の開催	1回(4カ所)	1回(4カ所)	1回(1カ所)	③	令和7年度から1回(1カ所)で実施する	①
	生活福祉課				相談件数 ①訪問支援 ②施設支援	①21件 ②44件	①20件 ②41件	①51件 ②71件	③	障がい児に対する支援は、まだまだ不足している状況にあり、そういう中で療育に関する相談は今後も増えていく傾向にあると思われる。受け入れ態勢の確保に努める。	①

「あさぎ町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標5 様々なこども・若者及びその家庭の状況に応じた支援の充実】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
障がいや病気等があるこども・若者への支援	健康推進課	就学相談・教育体制の充実	・障がいの疑いや発達の遅れなど経過を観察する必要があるこどもや、不安を抱えている家族には、相談や家庭訪問をしながら、その人の状態に合った支援を行います。 ・就学や教育に関する相談は、親や家族の希望を確認し児童生徒の状態に合わせた教育の受け入れ体制や支援等について、関係機関と連携しながら検討していきます。 ・既存のネットワークを活用し、福祉・保健・教育との連携体制の一層の充実を図ります。 ・学校等での「福祉教育」を推進し、児童生徒が、障がいについての正しい知識を学び、理解を深められるように努めます。 ・学習や生活について特別な支援を必要とするこども(LD・学習障がい、ADHD・注意欠陥/多動性障がい、自閉症スペクトラム等のこども)一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行う「特別支援教育体制」の確立に努めます。	○就学相談 ・就学の際は、事前に教育委員会に健診結果等の情報を上げるとともに、保護者に就学相談を勧めている。また、保護者の就学に向けての悩みや心配事の相談にも応じている。	事前に教育委員会に情報提供した人数	96人	99人	92人	③	今後も教育委員会とは連絡を密にし、保護者の了解を得ながら情報の提供に努めていきたい。	①
	教育課			○就学相談 ・小学校入学時の児童・保護者に対し、健康推進課や幼稚園、保育園、こども園と連携し、就学に関して相談を実施している。 ○特別支援教育 ・町内幼・保等、小、中学校及び南稜高校で特別支援連携協議会を組織し、支援体制の充実を図る。	実際に就学相談を行った人数 特別支援連携協議会の実施回数	9人 年6回	6人 年6回	7人 年6回	③	今後も関係機関と連携し、早期からの児童・保護者支援に努めていく。 今後も継続して実施する。	①
ひとり親家庭への支援とこどもの貧困対策の推進	生活福祉課	ひとり親家庭への支援の充実	・社会福祉協議会が実施するひとり親家庭親子交流事業の充実を図るとともに、そのために保護者の意見を多く取り入れることができる場を設けるなどの方策を講じます。 ・民生委員・児童委員の家庭訪問等によるひとり親家庭に対する相談援助の充実を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。 ・ひとり親世帯には、熊本県母子寡婦福祉連合会などの事業を紹介します。	○ひとり親家庭巡回相談 ・毎年1～2月、役場生活福祉課において夜間の無料相談を実施	ひとり親家庭等に対する無料相談所を開設。	0回	0回	0回	③	球磨福祉事務所主催事業であるため町においては広報周知及び相談室の提供となるが、参加者が少なため今後も情報提供等努めていく。	①
	生活福祉課 社会福祉協議会			○一日父親・母親事業 ・年1回、親子の交流事業を開催する。 ・困り事についての相談には随時対応する。 ・令和3年度に「ボスール会」(ひとり親家庭福祉協議会)を設立。	ひとり親家庭親子交流会 ①参加家族 ②参加人数	キッズ7福岡 ①6世帯 ②17名 いちご狩り ①10世帯 ②26名	なし	いちご狩り ①8世帯 ②20名	③	・事業の充実。 ・ひとり親家庭への支援として、「ひとり親の会」再設立の支援や当事者同士の交流の場の提供や情報交換、支援制度の紹介等を行うことにより、孤立感の解消や生活の向上を図ります。	①
	生活福祉課 健康推進課 教育課 社会福祉協議会	生活困窮世帯への支援の充実	・社会福祉協議会と連携し、世帯の状況に応じて生活困窮者自立支援事業などの活用を推進します。 ・就学支援に該当する世帯は、教育課で申請を受け認定し、学用品費、修学旅行費、医療費(学校病)を支給します。 ・子ども医療費助成制度において家庭の負担軽減に努めます。 ・国や県の補助制度を活用し、教育・保育の無償化及び副食費(おかず代等)の軽減に取り組みます。 ・多子世帯の子育て家庭に対して、より一層の配慮に努めます。 ・就学が困難な家庭に対し、奨学金の貸付けを行います。 ・児童生徒に対し、社会福祉協議会と連携して学習支援を行います。 ・関係課による包括的・継続的な支援に努めます。 ・子ども食堂の実施団体と連携して食の提供と居場所づくりに努めます。	・令和2年度より、熊本県ひとり親家庭福祉協議会による、ひとり親世帯を対象とした生活支援物資の配布会が実施され、イベントの周知や配布の参加協力を主任児童委員に呼びかけ、保護者と民生委員との関係づくりを行う。 ・生活困窮相談があった場合、事前相談を受け、必要に応じて、社会資源を紹介し、社会福祉協議会や球磨福祉事務所などの関係機関と連携を図りながら、支援を実施。	①物資無料配布会 ・実施回数 ・配布世帯数 ②生活困窮相談をした家庭数	①4回 37世帯 ②7	①3回43世帯 ②15	①5回41世帯 ②8	③	・ひとり親世帯の支援に関連する情報の発信をホームページや広報誌、社協LINEを通じて行う。 ・生活困窮者自立支援制度の情報の発信。 ・熊本県ひとり親家庭福祉協議会に登録している世帯には、社協で実施する配布会を通じて近況の確認、情報提供など細やかな支援ができるが、登録していない世帯の中には自立に向け必要とされる支援が届いていない世帯もあるのではないかと懸念される。 ・今後も速やかに支援に繋げられるように、関係機関と連携を図る。	①
	生活福祉課	就業促進のための支援	・教育訓練給付制度活用の周知により、能力開発の取り組み支援を行うとともに、個別的な就業支援のための相談支援に努めます。	○教育訓練給付制度の周知 ・毎年1回、児童扶養手当の現況届に合わせてパンフレットを配布	パンフレット配布数	193人	197人	185人	③	今後も継続して実施する。	①
児童虐待防止対策の推進	生活福祉課 健康推進課 教育課	児童虐待防止・里親に関する啓発	・町イベントでのチラシ配布による広報活動、町広報紙での記事掲載に加え、町ホームページでの周知・啓発に努めます。 ・各学校、医療機関へポスター掲示による周知・啓発を図ります。	○虐待防止・里親啓発・広報 ・公共機関等にポスター掲示・配布 ・虐待防止啓発の広報誌掲載	虐待防止啓発の広報誌掲載回数	1回	1回	1回	③	今後も継続して実施する。	①
	健康推進課	乳児家庭全戸訪問事業等の充実	・乳幼児を育てる家族の悩みや心配ごとに寄り添い、児童虐待リスクの軽減を図るため、乳幼児健康診査での相談支援と乳児家庭全戸訪問事業等の活動を充実させます。 ・乳児家庭全戸訪問事業等に関わる保健師や母子保健推進員について、研修等により相談支援の質の向上に努めます。	○乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児健康診査 ・健診内容や家庭訪問での確認事項や指導方法などをスタッフ間で密に話し合いながら、慎重に実施している。また、保育園、認定こども園や療育関係等の専門スタッフとの連携や支援を受けながら、広く情報を集めて、早期発見・療育につながるように努めている。	①乳児訪問率 ②1歳6か月健診受診率 ③3歳児健診受診率	①100% ②100% ③98.8%	①100% ②97.6% ③100%	①100% ②100% ③100%	③	保健師が産後に乳児訪問を行っているが、その後の状況確認や継続支援を行うため、各乳幼児健診や母子保健推進員の訪問、子育てサロン、保育園、認定こども園等と連携しながら見守っていく。 里帰り出産でしばらく里帰り先に滞在される家庭には、母と連絡を取り、滞在先での赤ちゃん訪問を依頼するなどして対応していく。	①

「あさぎり町こども計画」に係る事業の実施状況調査票(令和7年度実施分)

■達成状況

① 計画を実行できなかった ② 目標に達しなかった ③ 計画どおり ④ 計画を上回って実行できた

■次期計画への取り組みの方向性

① 継続実施 ② 充実拡大 ③ 終了・完了 ④ 休止・廃止 ⑤ 計画から削除

【基本目標5 様々なこども・若者及びその家庭の状況に応じた支援の充実】

施策の方向	担当課	活動・事業名	活動・事業内容	これまでの実施状況・目標(令和7～11年度)	実績				達成状況	課題及び今後の方向性(課題への対応策)	次期計画への取り組みの方向性
					項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
児童虐待防止対策の推進	生活福祉課健康推進課教育課	地域の人材等の活動の充実	・主任児童委員、民生委員・児童委員の家庭訪問等による相談支援及び関係機関との連携強化を図ります。 ・母子保健推進員の家庭訪問による育児支援・相談援助の充実を図り、地域と行政のパイプ役としての活動を推進します。 ・子育て不安や児童虐待等に関わる研修の参加に努めます。	・主任児童委員・民生児童委員・母子保健推進員の活動については、取り組みの柱①と同様	基本目標1と同様	-	-	-	③	支援の充実を目指して研修を重ねながら、今後も赤ちゃん訪問や健診への参加を通じて虐待予防に努める。	①
	生活福祉課健康推進課教育課	相談支援体制の充実	・保育園、認定こども園、小・中学校、高校、球磨支援学校等と連携し、保護者とこどもの相談につなげます。 ・身体的暴力、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待などの相談に研修を受けた職員が対応し、児童虐待の解決に取り組めます。 ・ワンストップ窓口として、こども家庭センターの機能を充実させ、妊娠時からこどもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めます。	○要保護児童対策地域協議会(あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク) ・児童虐待や各種相談へ迅速に対応するために、小・中学校、保育園、認定こども園、民生児童委員、警察、役場等の関係機関による情報共有を強化し、連携して支援を行っている。 ・子育て世代包括支援センターはR3年10月設置を目標に進めている。現在月1回生活福祉課、健康推進課において妊産婦および乳幼児等支援会議として情報共有を行っている。 ・子ども家庭総合支援拠点については検討中。	①子育て世代包括支援センター ②子ども家庭総合支援拠点の設置状況	①妊産婦および乳幼児等支援会議12回/年 ②こども家庭センターR6.4月設置	①妊産婦および乳幼児等支援会議12回/年 ②こども家庭センターR6.4月設置	①妊産婦および乳幼児等支援会議12回/年、実務者会議3回/年 ②こども家庭センターR6.4月設置	③	令和6年4月からこども家庭センターを設置し、来所相談、電話相談に加えてLINE相談も行っており、LINE相談は少しずつ増えてはいるところ。相談窓口を1本化し、他課や関係機関等の連携を取りながら総合的に支援していく体制をとっている。 こども家庭センターの周知については、広報紙や乳幼児健診の年間計画への掲載、母子手帳交付時や赤ちゃん訪問等で周知しているものの、就学以降の年代のこどもや家庭には十分ではなく今後の課題と考える。 また、要保護児童対策地域協議会を設置しており、相談支援を行っている。	①
	生活福祉課健康推進課教育課	各ネットワークの活用	・こどもに関係する機関の意見交換や情報の共有化、早期支援を図るため、各ネットワークを活用することで、児童虐待の防止に関し地域全体で取り組みます。 ・保護者の精神疾患や複雑で複数の問題を抱える家庭で、親族や支援者とのトラブルから孤立しているケースが増加していることから、各ネットワークの取り組み強化を図りながら、複数機関による重層的な支援を継続的に進めていきます。	○あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク(要保護児童対策地域協議会) ・児童虐待や各種相談へ迅速に対応するために、小・中学校、保育園、認定こども園、民生児童委員、警察、役場等の関係機関による情報共有を強化し、連携して支援を行っている。 ・専門的・継続的支援が必要な事案は、個別にケース検討会を開催し、児童相談所等の専門機関主導により支援を実施。 ・月に1回、妊産婦および乳幼児等支援会議を開催し、保健師や生活福祉課と気になる家庭の共有や支援の方向性について確認している。	児童相談を受けた人数(兄弟姉妹含む)	85人	67人	66人	③	核家族化や障がい、家庭の経済状況によりさまざまな問題を抱えている家庭が増加している。ネットワークを活用しながら、複数機関によるケース会議等を通して継続的な支援が必要。	①
特別な事情を抱えたり、制度の狭間にあるこども・若者及びその家庭への支援	生活福祉課教育課	不登校・ひきこもりのこども・若者への支援	・いじめや不登校が発生しないよう未然に防止するための啓発や各学校への支援等を充実させるとともに、問題行動等が発生した場合には、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、こども一人ひとりの状況に応じた適切な対応を行います。 ・ひきこもり対策として、関係機関・団体と連携しながら実態の把握に努めるとともに、必要に応じて自立支援や就労支援につなげていきます。	・各学校において支援対象児童生徒について、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーにより、一人ひとりへの適切なアプローチや家庭・医療とのネットワーク構築を図るなどの支援を実施。該当児童生徒については教育課、こども家庭センター及び関係機関と連携し情報共有を図るなどの体制強化を図っている。 ・不登校支援として生涯学習センター内に適応指導教室「りゅうきんテラス」を開設し、自分のペースで安心して過ごせる居場所として利用の周知を行っている。	適応指導教室の開設			通年開設	③	継続して実施する。	①
	生活福祉課教育課	ヤングケアラーへの支援	・本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話をなどを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、個人の権利に重大な侵害が生じているにも関わらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあるため、学校や関係機関・団体と連携し、こども・若者や保護者への啓発活動を推進します。 ・ヤングケアラーに該当するこども・若者に対し、本人の意向に添いながら、福祉、医療、介護、教育等の分野と連携し、個々の事情に沿った支援に努めます。	○相談・支援の実施 ・こども家庭センターでかかわるケースのうち、ヤングケアラーの疑いがあるものに対して、児童や保護者への聞き取りを行い、必要な支援・措置を行う。	相談・支援の実施			1ケース	③	ヤングケアラーの疑いがある場合には、今後も継続して相談・支援を実施していく。広報誌等を活用した啓発活動を行う。	①
	生活福祉課健康推進課教育課	こども・若者の自殺対策の推進	・学校と連携し、児童生徒に対してSOSの出し方やストレス解消法等の自殺予防教育を推進します。 ・インターネットやSNSとの適切な付き合い方の啓発を推進します。 ・庁内関係課や関係機関・団体と連携し、定期的な情報共有や個々のケースに応じた対策の検討を行います。	・中学1年生において特別活動の時間を使い「心の健康講座」を実施。 ・SOSの出し方やストレス解消法等の自殺予防に関する授業の実施	健康講座実施			1回	③	今後も継続して実施する。	①